

## 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が、平成26年4月1日より5%から8%へ、令和元年10月1日より10%へ引き上げられました。この消費税の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和8年度土庄町一般会計当初予算における社会保障施策に要する経費への充当状況については、次のとおりです。

(歳入)	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	207,520 千円
(歳出)	社会保障施策に要する経費	2,165,327 千円

(単位：千円)

事	業	名	経	費	財源内訳				
					特定財源			一般財源	
					国県支出金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉	高齢者福祉事業		119,653	676	0	33,799	14,689	70,489	
	障害者福祉事業		386,337	263,034	0	3,552	20,652	99,099	
	児童福祉事業		627,362	338,510	46,500	17,946	38,700	185,706	
	母子福祉事業		26,027	10,842	0	11,951	558	2,676	
	小計		1,159,379	613,062	46,500	67,248	74,599	357,970	
社会保険	介護保険事業		263,769	15,864	0	0	42,753	205,152	
	国民健康保険事業		107,441	58,062	0	0	8,516	40,863	
	後期高齢者医療事業		298,708	66,097	0	0	40,115	192,496	
	小計		669,918	140,023	0	0	91,384	438,511	
保健衛生	健康増進事業		1,627	354	0	15	217	1,041	
	病院事業		273,136	0	27,500	46,102	34,411	165,123	
	疾病予防事業		45,878	325	0	13,728	5,488	26,337	
	医療提供体制確保事業		15,389	240	3,800	3,111	1,421	6,817	
	小計		336,030	919	31,300	62,956	41,537	199,318	
合	計		2,165,327	754,004	77,800	130,204	207,520	995,799	

※事務費及び事務職員の人件費（サービス提供に直接従事しない職員分）は除いています。

※地方消費税交付金（社会保障財源分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。